

鳥取県告示第197号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

昭和56年鳥取県告示第160号（海岸保全区域の指定について）は、廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

海岸名	区域
鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸	<p>(A区域)</p> <p>基点1から基点2までを順次に直線で結んだ線、並びに基点2から補助点2-1、補助点1-1及び基点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点1 竹内西緑地四等三角点（北緯35度31分38秒、東経133度14分42秒）から160度36分09秒、1,727.420メートルの地点</p> <p>基点2 基点1から336度14分47秒、147.196メートルの地点</p> <p>補助点1-1 基点1から65度40分00秒、183.710メートルの地点</p> <p>補助点2-2 基点2から66度5分36秒、240.378メートルの地点</p> <p>(B区域)</p> <p>基点3から基点9までを順次に直線で結んだ線、並びに基点9から補助点9-1、補助点5-1、補助点4-2、補助点4-1、補助点3-1及び基点3を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点3 竹内西緑地四等三角点（北緯35度31分38秒、東経133度14分42秒）から149度19分55秒、1,357.137メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から66度15分50秒、737.836メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から20度53分37秒、7.091メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から335度46分17秒、865.824メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から65度47分02秒、1.294メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から335度49分21秒、145.519メートルの地点</p> <p>基点9 基点8から30度08分48秒、7.409メートルの地点</p> <p>補助点3-1 基点3から156度15分54秒、58.615メートルの地点</p> <p>補助点4-1 基点4から156度15分54秒、58.631メートルの地点</p> <p>補助点4-2 基点4から108度58分57秒、86.427メートルの地点</p> <p>補助点5-1 基点5から65度46分04秒、57.962メートルの地点</p> <p>補助点9-1 基点9から65度46分04秒、50.452メートルの地点</p> <p>(C区域)</p> <p>基点10から基点18までを順次に直線で結んだ線、並びに基点18から補助点18-1、補助点16-2、補助点16-1、補助点13-1、補助点11-1、補助点10-1及び基点10を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点10 境港四等三角点（北緯35度33分00秒、東経133度15分30秒）から184度44分24秒、837.539メートルの地点</p> <p>基点11 基点10から57度09分46秒、223.369メートルの地点</p> <p>基点12 基点11から329度45分08秒、4.894メートルの地点</p> <p>基点13 基点12から57度35分36秒、42.586メートルの地点</p> <p>基点14 基点13から39度07分41秒、514.031メートルの地点</p>

基点15	基点14から34度30分58秒、56.258メートルの地点
基点16	基点15から38度58分51秒、144.991メートルの地点
基点17	基点16から19度45分25秒、9.239メートルの地点
基点18	基点17から00度50分51秒、19.730メートルの地点
補助点10-1	基点10から147度10分24秒、54.301メートルの地点
補助点11-1	基点11から147度09分51秒、54.307メートルの地点
補助点13-1	基点13から138度18分52秒、59.587メートルの地点
補助点16-1	基点16から129度11分43秒、64.570メートルの地点
補助点16-2	基点16から111度46分32秒、67.674メートルの地点
補助点18-1	基点18から90度43分54秒、60.109メートルの地点